



KTCC

協同
組合

関西技術協力センター

Kansai Technical Cooperation Center

Vol.02
2024.06

K T C C

N E W S



～世界の人々に日本を好きになってもらう～



組合紹介 | 協同組合関西技術協力センターについて

弊組合は、「外国人技能実習制度」の受入れ監理団体であり、「特定技能制度の支援機関」です。「外国人技能実習制度」とはベトナムやインドネシア等の発展途上国の人材を日本の企業様等でのOJTを通じて**技能、技術又は知識を開発途上地域等への移転**を図り、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした制度です。弊組合の20年以上の教育・サポートの実績は好評で、「日本企業と外国を結ぶ架け橋」「日本で成長した若者を世界に」の思いで活動しています。外国人材の受入れに興味がある方は是非お問い合わせください。



今回のTOPIC

- 技能実習生の対応事例
- 現場向け手引書
- 技能実習生のラマダンについて
- オンラインセミナー案内
- KTCC 業界ニュース



組合HPはこちら



関西技術協力センター



組合スタッフが教える 「技能実習生の対応事例」

「技能実習生Dさんの体験から学ぶATM利用時の注意点」



T社の技能実習生であるDさんは、コツコツと貯めた500円玉を貯金するために、休みの日に銀行へ向かいました。しかし、日本のATMに慣れていなかったDさんは、硬貨の入金にはATMの機種や入金時間に制限があることを知らず、紙幣の投入口に5万円分の硬貨を全て入れてしまいました。入金が完了したと思い込んだDさんは、その場を立ち去り、家に帰りました。

帰り道に携帯電話で残高を確認したところ、入金されていないことに気づいたDさんは、急いで銀行に戻りました。幸いにも他の利用客がDさんのお金を預かっていましたが、真の持ち主がDさんであるかどうかを確認するために様々な手続きが必要となりました。最終的に警察にも同行し、無事にDさんはお金を受け取ることができました。DさんはこれまでATMでは紙幣しか預け入れしたことがなく、紙幣専用の投入口に硬貨を入れた時点でATMの画面に「入金不可」との表示が出たはずですが、彼は日本語を読むのに時間がかかり、難しくてきちんと読んでいませんでした。

今回、お金が無事にDさんの手元に戻ってきたのは幸運でしたが、運が悪ければ誰かに持ち去られてしまう可能性もありました。そのため、組合スタッフはDさんに対して「**思い込みで判断をせずに、物事をきちんと確認する習慣をつけるように**」と注意しました。さらに、「**ATM利用時に必要な日本語が難しい場合は事前に使い方を調べる**」、「**母国では当たり前だったことが日本では通用しない場合がある**」ことを十分に理解してもらうよう指導しました。

この出来事を通じて、Dさんは確認の重要性について改めて学ぶことができたと思います。組合スタッフ一同、今後とも技能実習生がより安全に日本で生活できるよう、サポートを強化してまいります。

●インドネシア人技能実習生のラマダンについて



「ラマダン」とは、イスラム教の暦における9番目の月を指し、毎年決まった期間に飲食、喫煙、性行為を断つ信仰上の文化です。多くがイスラム教の信者であるインドネシア人技能実習生は、来日してからもこの文化を尊重しながら実習生活を送ります。ラマダンの期間が来ると、日の出から日の入りまでの時間は飲食を含め、悪口、揉め事等が禁じられます。さらに、通常1日5回のお祈りの習慣はこの期間にも続けられます。

しかし、ラマダンを経験したことのない日本人にとってはこの文化が理解しづらいかもしれません。そのため、インドネシアの技能実習生を受入れている企業様からは、「ラマダンの期間には残業を避けた方がいいですか？」や「彼らとどのように接すればいいですか？」といった相談が寄せられることがあります。

ただ、彼らにとってのラマダンは幼い頃から行っている当たり前の文化であるため、日本人が想像するほどに苦痛ではありません。決まった時間に休憩が設けられることや、断食の時間が終わると家族や友人と一緒に食事を楽しむ等、彼らはこの期間を通じて信仰を深め、自己を鍛える機会と捉えています。

それでも企業様は技能実習生の体調とそれによる仕事への影響を心配されます。そのような時に弊組合では「もし体調が万全ではない場合は、自己判断で断食を中断することもできます。残業制限や特別扱いは必要ありません」と企業様に指導しています。

今後も、企業様に文化や宗教を正しく理解し、安心して技能実習生を受入れて彼らと良好な関係を築いてもらうためにも、弊組合は責任を持ってしっかりサポートしていきます。



KTCC 業界ニュース

「人手不足の状況及び多様な人材の活躍等に関する調査」について

6月号では、2023年日本・東京商工会議所が行った「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」結果から外国人労働者の受入れに関する項目を抜粋してお伝えいたします。

- 調査地域：全国47都道府県
 - 調査対象：中小企業 6,013社（うち回答企業数：3,120社（回答率：51.9%））
 - 調査期間：2023年7月18日～8月10日
 - 調査方法：各地商工会議所職員による訪問調査等（非対面（WEB回答フォーム、FAX等）の方法による調査も含まれている）
- 調査結果及びグラフの出典元：日本商工会議所・東京商工会議所「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」より引用

【外国人労働者受入れの必要性について】

【複数回答】

<拡大すべき理由> n=2,116

※「受入れ拡大すべき」、「人手不足の業種・地域に限って受入れ拡大すべき」と回答した企業



<現状維持・縮小すべき理由> n=395

※「現状の受入れ規模を維持すべき」、「受入れを縮小すべき」と回答した企業



・受入れを「拡大すべき」の回答は、全体の84%
《その理由》

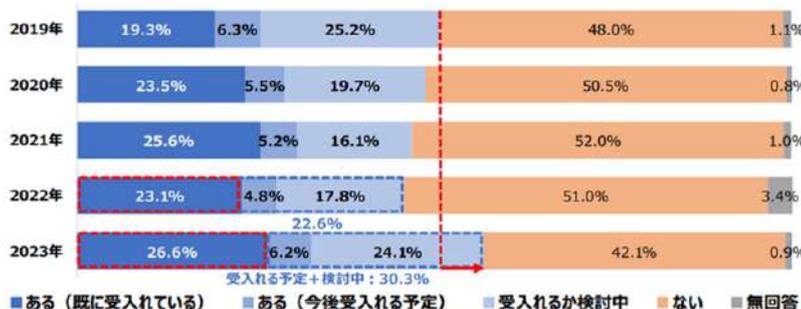
「企業の人手不足解消のため」86.6%(1位)

・「現状維持・縮小すべき」の回答は、全体の15%
《その理由》

「日本人の雇用機会の減少につながる」42.0%(1位)

「生活習慣やビジネス習慣の異なる外国人の受入れは難しい」41.5%(2位)

【外国人労働者受入れのニーズ】



・「既に受入れている」は26.6%で、前年調査より3.5ポイント増加

・「既に受入れている」26.6%と「今後受入れる予定」6.2%、「受入れるか検討中」24.1%の合計は、過半数を超える56.9%であり、前年調査より11.2ポイント増加。

【外国人労働者受入れに係る課題】

- 受入れ経験のある企業が回答した外国人材受入れの課題は、「日本語の円滑なコミュニケーションが困難」57.3%(1位)、「仕事や人間関係、生活面でのサポート」38.9%(2位)

【外国人材の流失・離職防止に向けた取組】

- 外国人材の流失・離職防止に向けた取組としては、「賃金水準の引上げ」38.2%(1位)、「勤続年数に応じた昇給」37.3%(2位)、「生活環境の改善」27.3%(3位)

近年、外国人労働者を受入れる企業が年々増加していることが調査結果から明らかになっています。しかし、その一方で、多くの企業が外国人労働者の受入れにおいて「日本語によるコミュニケーション」と「仕事や人間関係、生活面でのサポート」に課題を感じているとの回答が多数を占めています。

これからの時代、国際的な労働力の活用は必要不可欠であり、円滑なコミュニケーションは外国人材の意欲や実習生活、業務成果にも影響を与えます。企業様が外国人材とのコミュニケーション方法をしっかりと身に付けることで、外国人材の活用はより効果的に進められるでしょう。

受入れ企業様に役立つ 現場向け手引書

●帰国予定の外国人材への対応：住民税支払いについて

「住民税」は、1月1日時点で日本国内に住所があり、一定額以上の給料や収入があれば国籍関係なく課される税金です。また、所得税とは異なり、前年の所得が確定した後の翌年に後払いするシステムです。前年の1月1日から12月31日までに得た給料や収入に基づいて計算されますので退職後も、前年度に収入があった場合は住民税の支払いが必要です。支払いは前年の所得に基づいて翌年6月から始まりますが、退職月によっては支払い方法が限定されることもあります。



■退職後、出国時期が2024年6月から12月までの場合

企業様の方で、年度分の未徴収税額を可能な限り外国人材の最後の給与支給から一括徴収していただくようお願いいたします。新年度は、住民税は徴収されません。

■退職後、出国時期が2025年1月から5月までの場合

2024年の未徴収税額は、必ず最終の給与から一括徴収となります。2025年の住民税は、帰国後も課税されますので外国人材は事前に「**納税管理人**」を指定する必要があります。その後、2025年の住民税はその年の6月中旬に納税管理人宛に送付されますので、その納付書で納めていただきます。

オンラインセミナーのお知らせ

ホームページよりお申込み受付中

6月28日(金) 13:30-14:10 法改正最新情報と成功事例で学ぶ「技能実習生の活用法」(6月15日締切)

▶「技能実習の旧制度と新制度」の違いと「制度が今後どう変わるか」が知りたい企業様向け

- ・技能実習制度の解消と新制度について
- ・成功事例で学ぶ、技能実習生の活用法
- ・質疑応答

※セミナー参加費は**無料**です。

※本セミナーはZOOMにて開催されます。

▶講師紹介：井手 昭則(外国人実習雇用士)

高校時代の米国交換留学。就職後は駐在員として15年間オーストラリアで勤務。様々な職務を通して外国人とのコミュニケーションのノウハウを身に付ける。これまでの経験を活かし、海外人材活用について適切にアドバイスしています。



発行・お問い合わせ

☎ 電話番号：06-6152-8808 (平日9時～18時) 👤 担当：大阪本部 広報課 井手

発行元：協同組合 関西技術協力センター (一般監理団体／登録支援機関)

大阪本部：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高3丁目9番14号ピカソ三国ビル4階

名古屋事務所：〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目14番10号 富士オフィスビルディング4F

広島事務所：〒730-0051 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号 大手町中央ビル10F

組合HP



関西技術協力センター

